

週報

二月二十一日日號

第一七五號
昭和十五年十月一日發行
昭和十五年二月二十一日發行
（每週一回水曜日發行）



五錢

青少年雇入制限令

神武天皇聖蹟の調査

恩赦について

蔣介石の現有戦力

アルゼンチン兩國經濟使節の來朝

陸運統制令

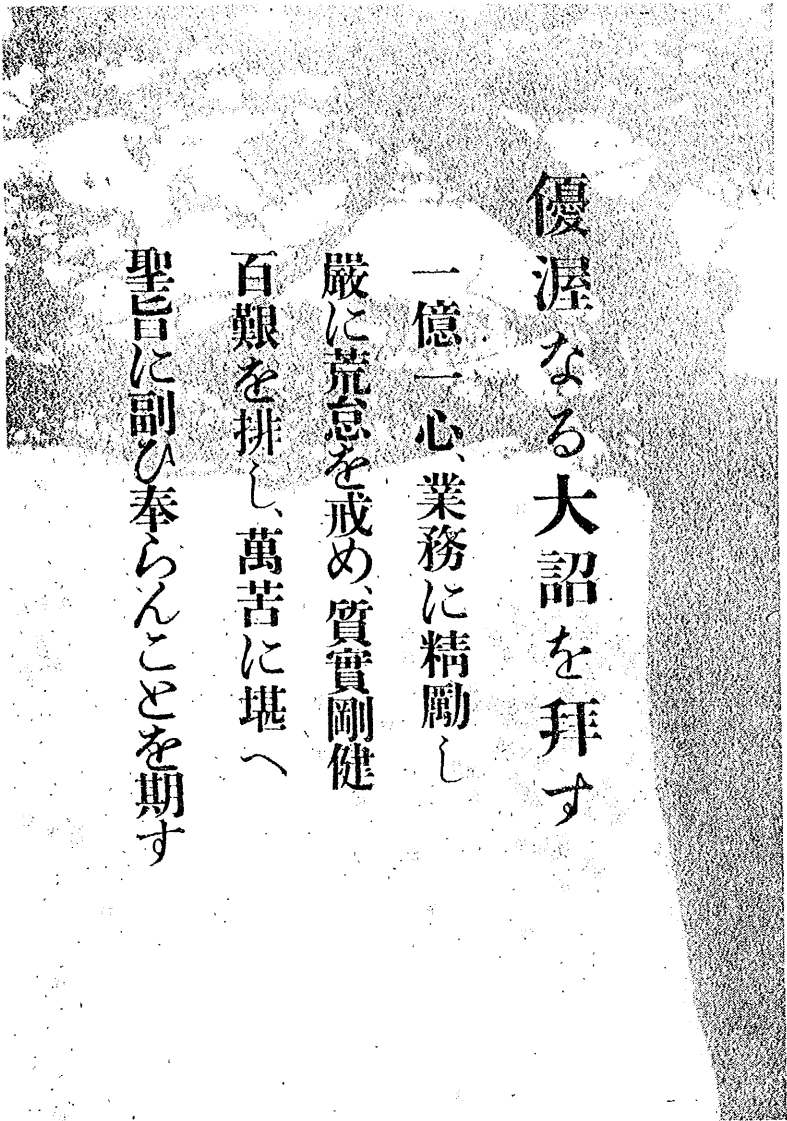
特別二千六百年史抄

内閣情報部參與

菊池

寛

露光量違いにより重複撮影



優渥なる大詔を拜す

一億一心、業務に精勵し

嚴に荒怠を戒め、質實剛健

百艱を排し、萬苦に堪へ

聖旨に副ひ奉らんことを期す

週報 (三月七日)

内閣情報部編輯

優渥なる詔書を賜ふ……………

青少年の雇入制限

厚生省

陸軍省

文部省

司法省

逓信省

農林省

商工省

海軍省

陸軍省

文部省

逓信省

農林省

商工省

海軍省

陸軍省

文部省

逓信省

農林省

商工省

海軍省

陸軍省

文部省

逓信省

農林省

商工省

海軍省

陸軍省

文部省

逓信省

二十六百年史抄 (上)

青池寛

週

三月九日

二月八日

二月七日

二月六日

二月五日

二月四日

二月三日

二月二日

二月一日

一月三十一日

一月三十日

一月二十九日

一月二十八日

一月二十七日

一月二十六日

一月二十五日

一月二十四日

一月二十三日

一月二十二日

一月二十一日

一月二十日

一月十九日

一月十八日

一月十七日

一月十六日

一月十五日

一月十四日

一月十三日

一月十二日

三月九日(金) 二月八、九日頃における南軍方面の戦果、敵遺棄死傷四萬六千八百、我方の損害戦死二百五十六名(大本營陸軍部発表)。

三月八日(木) 支那事變陸軍第十七回論功行賞發表、三千五百五十名恩賞にあつかる。

三月七日(水) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月六日(火) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月五日(月) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月四日(日) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月三日(土) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月二日(金) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

三月一日(木) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月三十日(水) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十九日(火) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十八日(月) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十七日(日) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十六日(土) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十五日(金) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十四日(木) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十三日(水) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十二日(火) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十一日(月) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月二十日(日) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十九日(土) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十八日(金) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十七日(木) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十六日(水) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十五日(火) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十四日(月) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

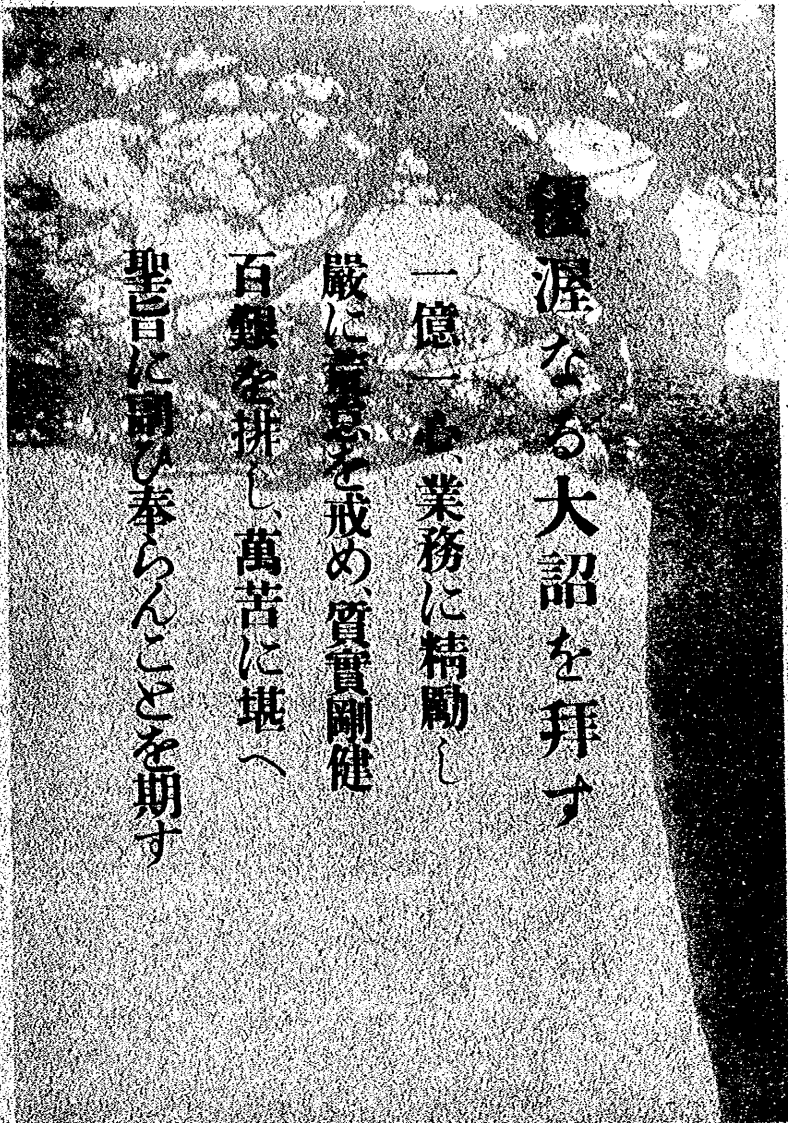
二月十三日(日) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十二日(土) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十一日(金) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

二月十日(木) 優渥なる詔書頒發、米内内閣總理大臣恩賜して内閣告諭を發す。

露光量違いにより重複撮影



渾なる大詔を拜す
一億一心、業務に精勵し
嚴に責務を戒め、質實剛健
百銀を併し、萬苦に堪へ
聖旨に副し奉らんことを期す

週報 (第二十五號)

内閣情報部編輯

優渥なる詔書を賜ふ………三

青少年の雇入制限

厚生省……四

神武天皇聖蹟の調査 文部省……四

蔣介石の現有戦力 陸軍省情報部……六

恩赦について 司法省……三

陸運統制令 鐵道省……四

時局下の工場統計から見た 商工省……三

わが国工業の趨勢 商工省……三

アルゼンチン兩國經濟使節團の來朝 外務省情報部……四

二千六百年史抄 (三)

内閣情報部編輯 菊池 寛・亮

週

二月九日(金) 二月八、九日頃における南軍方面の戦果、敵遺棄死體四萬六千八百餘名、我方の損害戦死二百五十五名(大本營陸軍部発表) 鐵道製品配給統制規則公布(二十六日施行)

二月十日(土) 支那軍變陸軍第十七回論功行賞發表、三千五百五十名恩賞にあつかる 地方稅制改正に關する諸法案要綱發表さる

二月十一日(日) 紀元二千六百年紀元節の御儀、天皇陛下御親祭 優渥なる詔書發表、米内内閣總理大臣恐懼して内閣告退を發す 恩赦の詔書 漢發、減刑、復讐令公布

文書案兩院可決 船員表規則公布 二月十二日(月) 賓陽平地に一敵影を認めずと南支軍發表 恩賜賞 學士院賞の受賞者發表 獨り新通商協定完成

週

立を獨發表 二月十三日(火) 聖旨奉讀決議案衆議院可決 廣田弘毅、大井成元、中村長三、望月圭介の四氏内閣參議仰せ付けらる 五原方面の肅清完了、我軍一先づ撤退と北支軍發表

米糧配給統制規則公布(即日施行) 日ソ兩國に中立法不適用の旨ハル米長官書翰發表 二月十四日(水) 上海海軍特別陸隊警備地區内における支那人の通行證、家族復歸許可證廢止を上海特別陸隊當局發表 商工省石炭増産案決定 日智協會誕生 山東半島沿岸、船舶出入禁止を北支海軍最高指揮官布告す 汪精衛、上海で西尾支那派遣軍總司令官と會談

二月十五日(木) 青少年雇入制限令施行規則公布(三月一日施行) 滿洲國新兵役制度表前年度より發見 二月十六日(金) 家族手当支給案閣議決定 アルゼンチン經濟使節團來朝

優渥なる詔書を賜ふ

詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遊ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ馳セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇談ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ

御名 御璽

昭和十五年二月十一日

畏くも 天皇陛下におかせられては、二月十一日、紀元二千六百年の紀元の佳節に當り、優渥なる大詔を、頒發あらせられ、臣民翼贊の道を御諭し遊ばされた。

神武天皇が橿原の宮に御即位の式を擧げさせられてより悠久に二千六百年、皇基いよく堅く、國運は隆昌の一途を辿つて今日に至つたのである。興亡恒なき各國の歴史を思ひ合はす時、この美はしい國體の下に生を享けた光榮に感激しないものがあらうか。

この光榮ある紀元二千六百年を東亞新秩序建設の途程に迎へることは、一入意義の深いことである。しかし國際

情勢の複雑を極める今日、帝國の所信を貫徹するには幾多の難關があることを覺悟しなくてはならない。このときに當つて大詔を頒發遊ばされ、恐れ多くも、神武天皇御創業當時の御艱苦を偲び奉つて、時艱を克服せよとの有難き御諭を賜はつたのである。我等臣民は詔書の御教を心に刻み一億一心、和衷協力、ますく業務に精勵して、荒怠を戒め、質實剛健、百艱を排し、蒸苦に堪へて、聖旨に對へ奉らねばならない。

この趣旨を明らかにするために、同日左の内閣告諭が發せられた。

内閣告諭號外

紀元二千六百年紀元ノ佳節ニ方リ、聖慮宏遠長クモ優渥ナル詔書ヲ頒發セラレ臣民翼贊ノ道ヲ昭示シ給ヘリ眞ニ恐懼感激ニ堪ヘズ
恭シク惟フニ 神武天皇惟神ノ大道ニ遊ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヒテヨリ皇統連綿茲ニ二千六百年歴朝蒼生ヲ惠撫慈養シタマヒ臣民相率キテ盡忠報國ノ誠ヲ效シ皇基彌々堅ク寶祚益々隆ニシテ以テ今日ニ及ビ國史ノ成跡炳乎トシテ宇

内ニ輝ク誰カ生ラ神洲ニ享ケタルノ光榮ニ感激シ挺身以テ臣節ヲ盡シ國家ノ興隆國威ノ宣揚ニ勉メザラン今ヤ帝國ハ東亞新秩序建設ノ偉業ニ邁進シツツアリ事變勃發以來既ニ二年有半外出征將兵ノ勇戰奮闘下内統後國民ノ奉公致誠トニ依リ着々戰果ヲ收メ東亞ノ安定日支ノ提携將ニ其ノ緒ニ就カントス然リト雖國際情勢複雑極ムルノ時ニ當リ帝國遠大ノ理想達成ノ爲ニハ尙前途ニ幾多難關ノ存スルヲ覺悟セザルベカラズ此ノ秋ニ當リ我國民ハ一ニ 聖旨ニ恪遵シ一億一心和衷戮力各々其ノ業務ニ精勵シ嚴ニ荒怠ヲ戒メ質實剛健克ク百艱ヲ排シ萬苦ニ堪ヘ以テ國家興隆ノ成果ヲ擧グルヲ期セザルベカラズ是レ皆天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ル臣民輔翼ノ大義ニシテ又以テ我等ノ祖先ノ遺風ヲ顯彰スル所以ナリ本日圖ラズモ大詔ヲ拜ス全國民須ク決意ヲ新ニシ同心協力以テ 聖旨ニ副ヒ奉ルベシ

昭和十五年二月十一日

内閣總理大臣 米内 光政

青少年の雇入制限

— 青少年雇入制限令の解説 —

厚生省

なぜ制限せねばならぬか

(制定の趣旨)

支那事變發生以來各方面の勞務者の需要が著るしく増加し、最近では軍需産業、輸出産業、生活必需品産業など、時局下に緊要な産業の勞務者が著るしく不足を告げるやうになり、その生産に甚だしい支障を來してゐる。更に日滿支を一體とする生産力擴充計畫の實施に伴ひ將來勞務者の需要がますます増加する傾向に在ることは云ふまでもない。而してこれ等重要産業に於ける勞務者は現下の時局に鑑み萬難を排して充足しなければならぬので、政府では昭和十四年度から勞務動員計畫を設け、これ等重要産業に於ける勞務供給の調整を圖る

雇入を制限される者

(勞務者の範圍)

本令によつて雇入を制限される勞務者の範圍は年齢満十二歳以上満三十歳未満の男子、又は年齢

満十二歳以上満二十歳未満の女子である(本令ではこれ等の者を青少年と稱してゐる——令第二條)。従つて満三十歳以上の男子や満二十歳以上の女子を雇入れることは、本令では何等制限されないのである。年齢満十二歳未満の者を雇入れることは制限されないが、満十二歳未満の者を雇入れ引續いてその者を雇入する場合に、その者が年齢満十二歳に達する時に新たに雇入れるものと見なされ、本令の制限を受けるのである(令第九條)。

雇入を制限されない者(除外例)

年齢満十二歳以上満三十歳未満の男子、又は年齢満十二歳以上満二十歳未満の女子であつても、左記の者を雇入れる場合は制限されないことになつてゐる。

(一) 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又は厚生大臣の指定する學校(養成所を含む)を卒業又は修了した者(令第二條第一號)。これ等の者は特別の學校を卒業した者で軍需工場等に於ける一般勞務者となることが困難なものであるから、

特に制限の對象から除外したのである。なほ「厚生大臣の指定する學校」は厚生省告示を以て告示されてゐる。この指定について特に注意することは、商業學校は指定されてゐるが、中學校、農學校は指定されてゐないことである。特に商業學校を指定しその卒業者の雇入を本令の制限から除外したのは、商業學校は本来商業に従事すべき者を養成する學校であるから、その卒業者が商業部門に就職することを制限することは、適當でないからである。なほ農學校を指定しなかつたのは後述の通り、本令は農林水産業には適用しないこととなつてゐるので農學校を指定しなくとも農學校卒業者が農林水産業に就職することは制限されないからである。

(二) 學校卒業後使用制限令第一條の卒業者にして前號に該當せざるもの(令第二條第二號)。これ等の者は別に學校卒業後使用制限令によつて其の使用員數について厚生大臣の認可を要することとなつてゐるので、本令では制限しないのである。

(三) 厚生大臣の指定する檢定若しくは試験に合格した者又は

厚生大臣の指定する免許を受けた者(令第二條第三號)。厚生大臣の指定する検定、試験、免許は厚生省告示で告示されてゐる。これ等の者は特別の技能を有するものであり、特別の學校を卒業したものと同じく軍需工場等に於ける一般勞務者となるのが困難なものであるから特に本令に依る雇入制限の對象から除外したのである。

(四) その他厚生大臣の指定する者(令第二條第四號)。この規定に基づき、施行規則第一條によつて左記の者が指定され、本令による雇入制限の對象から除外されてゐる。

(イ) 軍人又は之に準すべき者(軍屬を含む)として戦闘その他の公務に因り傷、疾を受け又は疾病にかゝりたる者にしてその固定したる症状恩給法施行令第二十四條、第二十四條の二又は第三十一條に規定する傷病の程度に達するもの——傷疾軍人(規則第一條第一號)

(ロ) 職業紹介所長に於て身體の障りに因り作業能力著しく劣れるものと認定したる者(規則第一條第二號) この認定は雇入すべき勞務者が受けるのであつて認定を受けんとする者は所定の様式により居住地の所轄

職業紹介所長に申請すべきことになつてゐる(規則第一條第二項)。

傷疾軍人及び作業能力の著るしく劣つてゐるものを本令に依る雇入制限の對象から除外したのは、これ等の者は如何なる事業に於ても進んで雇入れられることが望ましいからである。

いかに制限されるか

—男子青少年雇入制限の態様—

男子青少年即ち年齢十二歳以上満三十歳未満の男子(特に雇入制限の對象から除外されてゐるものを除く)の雇入は特に認められた場合の外はこれを行ふことが出来ないこととなつてゐる。即ち男子青少年は左に掲げるいづれかの場合以外は、雇入れることが出来ないのである(令第三條)。

(一) 男子青少年の雇入員数が命令を以て定むる員数に満たざる場合に於てその員数に満つる迄之を雇入る場合(令第三條第一號)。「命令を以て定むる員数」とは昭和十四年十

二月三十一日現在に於て雇備してゐた男子青少年の員数の七割に相當する員数である(規則第二條第一項)。即ち昭和十四年十二月三十一日現在に於て雇

備してゐた男子青少年の員数が七割以下に下つた場合に、七割に達するまで雇入が出来ないのである。言ひかへれば昭和十四年十二月三十一日現在に雇備してゐた男子青少年の員数に缺員が生じて、直ちにこれを補充することは認められないのであつて、その缺員の数が昭和十四年十二月三十一日現在の雇備員数の三割以上に達した場合に始めて補充することが出来るのである。即ち昭和十四年十二月三十一日現在に於て百人の男子青少年を雇備してゐた者は男子青少年の雇備員数が七十人以下になるまでは男子青少年の雇入が出来ないのであつて六十人となつた場合に十人

五十人となつた場合に二十人の雇入が出来るのである。而してこの七割に相當する員数は工場、事業場、事務所、店舗その他男子青少年を使用する場所別に算定することとなつてゐるから、同じ會社で二つ以上の工場を有

する場合には各工場別に七割に相當する員数を算定するのである。

なほ右の七割に相當する員数を算定する場合に端数を生じた場合にはその端数はこれを繰上げて一と見なす(規則第二條第二項)こととなつてゐるから、昭和十四年十二月三十一日現在で三人以下の男子青少年を雇備してゐた者はその雇備員数に一人の缺員が生じた場合でも直ちにこれを補充することが出来、四人乃至六人の男子青少年を雇備して

ゐた者は二人の缺員が生じた場合に始めて一人の補充が出来、七人乃至九人の男子青少年を雇備してゐた者は三人の缺員が生じた場合に始めて一人補充が出来ることとなるのである。右のやうに昭和十四年十二月三十一日現在に於て三人以下の男子青少年を雇備してゐた者はその員数を増員しない限り昭和十四年十二月三十一日現在の雇備員数までは常に男子青少年を雇備することが出来るのである。

なほ右の制限は現在雇備してゐる男子青少年を直ちに

解雇してこれを昭和十四年十二月三十一日現在の雇員
数の七割とすべきことを規定してあるものではなく、現
在雇員してゐる男子青少年の員数について退職、解雇等
の原因により将来欠員が生じた場合に之が補充を或る程
度制限するといふ趣旨であることは勿論である。

次に右の一般原則の例外とも云ふべきは男子青少年
を雇入れる日に於て現に雇員する男子青少年中
に入營又は應召中の者が居るときである。こ
の場合には昭和十四年十二月三十一日現在に雇員してゐた
男子青少年の員数の七割に入營又は應召中の
男子青少年を加へた員数まで男子青少年
を雇員することが出来ることとなつてゐる。規
則第二條第二項。例へば昭和十四年十二月三十一日現在
に百人の男子青少年を雇員してゐた者でその男子青少年
の四十人が雇員關係を繼續したまゝ、應召したときは百人
の七割に相當する七十人に應召者の四十人を加へた百人
人までは男子青少年を雇員し得るのである。しかしなが

ら應召してゐる者も現に雇員してゐる者であるから實際
に使用し得る員数は七十人となるわけである。なほ右の
應召者が歸還した場合、その歸還者はそのまゝ使用
して差支へないのであるが、その後欠員が生じた場合に
は現在の員数が昭和十四年十二月三十一日現在の雇員
数の七割、即ち七十人になるまでは補充が出来ず、七十
人以下に下つた場合に始めて七十人に達するまで補充す
ることが出来るのである。

(二) 厚生大臣の指定する事業を営む者その事業に使用すべ
き男子青少年の雇入につき命令の定むる所により地方長官の認
可を受けたる場合(令第三條第二號)。厚生大臣の指定す
る事業は厚生省告示を以て軍需産業、生産力擴充計畫産
業、輸出産業等國策遂行上重要な事業が指定されてお
る。而して地方長官の認可は雇員員数等に關する認可で
はなく、自由に男子青少年を雇入れ得べき認可であるの
で、厚生大臣の指定する事業を営む者は、地
方長官の認可を受ければ雇員員数等の制限なく
大體自由に男子青少年の雇入が出来るので

ある。尤も地方長官はこの認可に期限又は條件を附する
ことが出来る(規則第四條)ので、男子青少年を自由に雇入
れ得べき期間は地方長官の指定した期限までであり、又
地方長官の指定した條件に違反してはならないのであ
る。地方長官の指定した期限が満了する場合には事業主
は更に認可を申請し得ることは勿論である。

なほ地方長官の認可を受けんとする者は所定の様式に
より工場、事業場その他男子青少年を實際に使用する場
所の所轄職業紹介所長を経由して申請しなければならな
い。但し内地以外に工場、事業場を有する者は内地に於
ける主たる事務所(内地に主たる事務所のない場合は主とし
て雇入を爲すべき地)の地方長官に直接申請することとな
つてゐる(規則第三條)。認可の申請につき不正又は虚偽の
事實のあつた場合、例へば認可の申請書に虚偽の事實を
記載した場合等は、一度認可した後でも地方長官はこれ
を取消することが出来ることとなつてゐる(令第五條第一
項)。なほ本令施行の際、即ち昭和十五年三月一日に
於て厚生大臣の指定する事業を営んでゐ

る者は本令施行後六十日間を限り地方長官の認可を受
けたものと見なされる(令附則第二項)から、本令施行
後六十日間は地方長官の認可を受けなく
とも従来通り男子青少年の雇入が出来る
のである。本令施行後六十日を過ぎると男子青少年の雇
入が制限されることとなり、地方長官の認可を受けなけ
れば原則として昭和十四年十二月三十一日現在の雇員
数の七割以下に下る迄は欠員の補充も出来ないことと
なるから、地方長官の認可を必要とする向は本令施
行後六十日の間に地方長官の認可を受け
られたい。

(三) 男子青少年を雇員し得べき員数につき命令の定むる所
により職業紹介所長の認可を受けた場合に於てその員数に滿
つる迄これを雇入れる場合(令第三條第三號)。これは昭和
十四年十二月三十一日現在に於て男子青少年を雇員して
ゐない者が將來新たに男子青少年を雇入れる
必要のある場合若くは昭和十四年十二月三十一日

現在に於ける男子青少年の雇員数が七割以下に下らなくとも、欠員の補充を必要とする場合、又は昭和十四年十二月三十一日現在の雇員数を更に増員する必要のある場合に於ては、男子青少年の雇員総数即ち工場、事業場、店舗等に於ける男子青少年の定員について認可を受ければ、その認可を受けた定員までは男子青少年の雇員が出来ることとしたのである。前述のやうに厚生大臣の指定する事業を営む者で、地方長官の認可を受けた者以外は、昭和十四年十二月三十一日現在の男子青少年の雇員数が七割以下に下つた場合に始めて七割に達するまで欠員の補充が出来るのであるが、職業紹介所長の認可を受ければその認可を受けた員数までは雇員が出来るのである。

ならないのである。而してこの認可を受けんとする者は所定の様式に依り工場、事業場、事務所、店舗その他男子青少年を雇員する場所の所轄職業紹介所長に申請しなければならない(規則第五條)。なほ認可の申請については虚偽の事實のあつた場合、例へば認可の申請書に虚偽の事實を記載した場合は、一度認可した後でも職業紹介所長はこれを取消することが出来ることになつてゐる(令第五條第一項)。

は男子青少年の雇員が制限されないのである。

(1) 日日男子青少年を雇入れる場合(規則第七條第二項第一號)。しかし、同一男子青少年を三十日を超えて引續いて雇入れることは出来ない(規則第七條第三項)。

(2) 三十日未満の期間を定めて男子青少年を雇入れる場合(規則第七條第二項第二號)。この場合は所定の期間を超えて引續き雇員することは出来ない(規則第七條第二項及第三項)。

(3) 事業の經營その他の事由のため特に必要ある場合に於て特定の男子青少年の雇員につき職業紹介所長の認可を受けた場合(規則第七條第一項第三號)。事業の經營その他の事由のため特定の男子青少年の雇員を特に必要とする場合には、令第三條第三號の規定による定員の認可を受けなくとも、この規定によつて職業紹介所長の認可を受ければ雇員が出来るのである。而してこの認可を受けんとする者は、所定の様式に依り工場、事業場、事務

所、店舗その他男子青少年を雇員する場所の所在地の所轄職業紹介所長に申請しなければならない。

(4) 工場事業場管理令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場又は事業場に於て同令に基づき人員の増加を命ぜられた場合(規則第七條第一項第四號)。

(5) 營業の譲渡その他の事由により事業の承継があつた場合に於て従前雇員し居た男子青少年を引續き雇入れる場合。

(6) 工場、事業場、事務所、店舗その他男子青少年を雇員する場所が、内地以外に在る場合に於て男子青少年の雇員数につき厚生大臣又は地方長官の認可を受けた場合(規則第七條第一項第六號)。而してこの認可を受けんとする者は所定の様式に依り雇員を爲すべき地が二道府縣以上に亘り、且つ雇入れんとする男子青少年の員数が三十人以上なる場合に在つては厚生大臣に、その他

の場合に在つては雇入を爲すべき地の地方長官に申請しなければならぬ(規則第七條第五項)。
 以上説明した男子青少年雇入制限の態様を要約すれば、昭和十四年十二月三十一日現在に於て雇入してゐた員数が七割以下に下るまでは男子青少年の雇入が出来ない。併し厚生大臣の指定する事業を営む者で、地方長官の認可を受ければ大體自由に雇入が出来、又地方長官の認可を受けることが出来ない者でも、職業紹介所長から雇員の認可を受ければその定員までは雇入が出来、その他入營又は應召した者が退營の際これを雇入れること又は特に施行規則で定められた場合に雇入れることは自由といふことになるのである。

女子青少年の雇入制限

女子青少年即ち年齢満十二歳以上満二十歳未満の女子(特に制限の対象から除外されてゐるものを除く)の雇入は男子青少年の場合と異り、特に厚生大臣の指定する業務に使用する爲め雇入れる場合だけを制限することになつ

てゐる。厚生大臣の指定する業務は厚生省告示を以て料理店業、貸席業、娛樂場業、興行場業に關する業務及び藝妓、酌婦その他これに類する業務となつてゐる。即ち女子青少年はこれ等の業務に使用する爲め雇入れる場合だけが制限されるのであつて、その他の業務に使用する爲め雇入れる場合は差當つて制限されないのである。而して女子青少年をかゝる業務に使用する爲め雇入れる場合の制限の内容は大體男子青少年の場合と同様である。

即ち昭和十四年十二月三十一日現在に於て指定業務に使用する爲め雇入してゐた女子青少年の員数に缺員が生じても直ちに之を補充することは出来ないであつて、女子青少年の雇員員数が昭和十四年十二月三十一日現在の雇員員数の七割以下に下つた場合に始めて七割に達する迄缺員の補充が出来るのである(令第四條第一號)。又昭和十四年十二月三十一日現在に於て女子青少年を雇入れる場てゐなかつた者が將來新たに女子青少年を雇入れる場合、又は昭和十四年十二月三十一日現在に於ける女子青

少年の雇員員数が七割に下らなくとも缺員の補充を必要とする場合等に於ては、指定業務に使用すべき女子青少年の定員について職業紹介所長の認可を受けなければならぬのである(令第四條第二號、規則第十條)。

認可申請の手續

本令に基づく認可の申請はすべて所定の様式に従ひ、工場、事業場、事務所、店舗その他青少年を實際に使用する場所毎に其の場所の所在地の所轄職業紹介所長又は地方長官に對してしなければならない(規則第十九條)。

青少年雇員名簿の備付

男子青少年又は指定業務に使用する女子青少年を常時五人以上雇員する者は工場、事業場、事務所、店舗その他青少年を雇員する場所毎に所定の様式による青少年雇員名簿を備付け、青少年の雇入解雇に關する事項を記載すべきことになつてゐる。但し工場法又は鑛業法の適用を受ける事業に使用する男子青少年については職工名簿又は鑛夫名簿を以て青少年雇員名簿に代へることが出

来る(規則第十四條)。

報告、臨檢、検査

厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長は青少年の雇入に付關係人から諸般の報告を徴することが出来る(令第七條規則第十五條)。又地方長官、職業紹介所長は青少年の雇入に關し當該官吏をして青少年を雇入れた者又は雇入れんとする工場、事業場、事務所、店舗その他の場所に臨檢し業務の状況又は帳簿書類を検査させることが出来る。而して當該官吏は此の場合に於てはその身分を示す證票を携帯することを要することになつてゐる(令第八條)。

農林水産業に對する適用除外

農業、林業、畜産業、養蠶業又は水産業に使用する爲め青少年を雇入れる場合にはその事業の特殊性に鑑み本令は適用されないことになつてゐる(令第十條)。

罰則

本令に違反した者は國家總動員法第三十六條の規定に基づき一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。

神武天皇聖蹟の調査

文 部 省

光輝ある紀元二千六百年の佳き年を慶祝するため、さきに政府では種々の國家的記念事業を決定し、又その施行に當るべき紀元二千六百年奉祝會が設立された。神武天皇聖蹟の調査保存顯彰もその奉祝記念事業の一つである。

神武天皇聖蹟の調査は、昭和十二年勅令第五百九十六號(行政官制ヲテ奉祝ニ依リ紀元二千六百年奉祝會ノ事務ヲ掌理セシムルニ付)に依り、一昨年六月、文部省は奉祝會の委嘱を受けて、これを施行することになり、聖蹟の保存顯彰は、この調査の結果に基づき、奉祝會で實施することになつたのである。

そも、神武天皇が天葉恢弘の御鴻圖を以て、日向を御進發あらせられ、海路御東征の途に就かせられてより、筑紫、安藝、吉備の國々を経させられ、難波に到り給

ひ、河内より更に紀伊に廻らせられ、遂に大和の國に入らせ給うて、天下を御平定あらせられるまでの御創業の御事蹟に關しては、日本書紀、古事記に見えるところである。而して此の記念事業は、神武天皇の御偉業の御遺蹟を明らかにして、御盛徳を永く景仰し奉ることを其の趣旨とするもので、極めて重大な意義を有するのである。

今日かやうな御遺蹟の地と傳へられる箇所は、鹿兒島、宮崎、大分、福岡、廣島、岡山、大阪、和歌山、三重、奈良等の凡そ十府縣に亘つて多數擧げられてゐるが、いま御事蹟に關する地點地域を求めて、聖蹟を決定することは、何ぶんにも事が悠遠の上代に屬するため、最も慎重を要する。

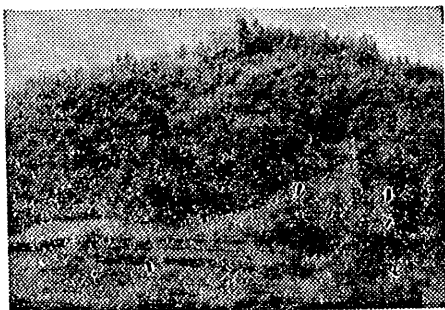
すなはち一昨年十二月には、文部大臣の諮問に應じて神武天皇聖蹟に關する重要事項を調査審議すべき神武天皇聖蹟調査委員會も設置され、文部省では先づ調査の方針を確立し、資料を蒐集して文獻調査を行ひ、又必要と認める箇所については實地調査を遂げ、更に調査委員



木津川・三尾川・日川合流地附近(丹生川の上の一節)

會委員に依る實地調査を經ることとし、その結果を収まつて、大臣に於て聖蹟の決定等について調査委員會に諮問した上、これを決定することとしたのである。かやうにして、文部省に於ける聖蹟の調査は目下着々進捗中であつて、今秋舉行される紀元二千六百年式典との關係もあり、本年六、七月頃までは聖蹟の全部について決定を行ふ豫定である。そして今度既にその一部は調査を完了して、決定を見たので、二月七日文部省から奉祝會にその結果を回付したが、その概要を左に記してみよう。

神武天皇聖蹟丹生川上



高倉山の全景(高倉山) (高倉山)

所在地 奈良縣吉野郡小川村
地點地域 大字小の官幣大社丹生川上神社中社の附近
御事蹟 丹生川上は、日本書紀に據れば、神武天皇が戊午年(御即位前三年)九月天下平定のため、天香山の地を以て平釜及び嚴釜を造り給ひて、此處に陟らせられ、天神地祇を祭り給うた所である。

神武天皇聖蹟高倉山傳説地
所在地 奈良縣宇陀郡政治村、神戸村
地點地域 政始村大字守道及び神戸村大字大東に跨がる高倉山の山頂

御事績 菟山高倉山は、日本書紀に據れば、神武天皇が戊午年(御即位前三年)九月この山の巖に陟せられ、賊軍の形勢を瞻望し給うた所である。

神武天皇聖蹟雄水門傳説地
所在地 大阪府泉南郡樽井村、雄信達村
地點地域 樽井村大字樽井の西部より雄信達村大字男里字天神及びその附近に亘る地域



(第一の傳説雄水門) 宮の濱の遠望

御事績 雄水門は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)五月皇軍を率ゐて茅渚山城水門に到り給うたところ、皇兄彦五瀨命が矢疵の痛みが甚だ



(宮原内) 雄原神宮

野町及びその附近の地
御事績 男水門は、古事記に據れば、神武天皇が御東征の際紀伊國の此處に到り給うたところ、皇兄彦五瀨命が男建して薙じ給うたので、その名を得たものである。

なほ左の樞原宮及び菟山の聖蹟に關しては、既に聖

蹟たるものが國家的に確認されてゐるものと認められるので、あらためて聖蹟の決定をしなかつたのである。

神武天皇聖蹟樞原宮

所在地 奈良縣高市郡飯傍町

地點地域 官幣大社樞原神宮境内

御事績 樞原宮は、日本書紀に據れば、神武天皇が己未年(御即位前二年)三月有司に命じて、飯傍山の東南樞原の地に營ましめられた皇居で、元年(辛酉

年)正月此處で御即位あらせられたのである。

古事記には、敵火之白樺原宮にましますとある。

神武天皇聖蹟菟山

所在地 和歌山縣海草郡三田村

地點地域 彦五瀨命の菟山御墓の地

御事績 菟山は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)五月皇軍を率ゐて此處に到り給ひ、皇兄彦五瀨命が薙去遊ばされたので、御葬りになつた所である。

御事績 菟山は、日本書紀に據れば、神武天皇が御東征の際戊午年(御即位前三年)五月皇軍を率ゐて此處に到り給ひ、皇兄彦五瀨命が薙去遊ばされたので、御葬りになつた所である。

紀元二千六百年記念縣賞論文當選發表表

文部省教養局で昨秋募集した「紀元二千六百年記念縣賞論文」の入選と選外佳作は左の通り決定した。

◇教職員其の他一般の部

(論題「皇國日本の進むべき道」)

入 選 文部大臣賞並に副賞壹千圓(國債)

富山縣師範學校教諭 芳岡良香(三九)

選外佳作 賞壹百圓(國債)

九州帝國大學法文學部副手 中井虎一(三九)

栃木縣立大田原高等女學校教諭 濱崎義雄(二九)

◇學生生徒の部 (論題「皇國の使命と青年學生」)

入 選 文部大臣賞並に副賞五百圓(國債)

廣島文理科大学學生 山下靜雄(三一)

選外佳作 賞五十圓(國債)

東京帝國大學法學部學生 澁谷直藏(二五)

廣島文理科大学學生 中村三愛(三〇)

蔣介石の現有戦力

陸軍省情報部

一、支那軍の再整備状況

武漢陥落時の敵の戦力は、事變當初のものに比較したならば、恐らく三、四分の一以下に低下したものと考へられる。そこで支那軍當局は直ちに黨軍の再編成、再訓練計畫を立案した。その方針は既に世上に喧傳されてをり、武漢拋棄までが抗戰第一期、爾後期間はほつきりしないが、大體一年乃至一年半を抗戰第二期として反攻準備を行ひ、次いで抗戰第三期にはいよいよ對日大攻勢に轉じ、一舉に尖地を恢復して最後の勝利を獲得するといふ段取になつてゐる。その第二期、反攻戰準備の期間を更に三期に分ち、武漢陥落後より翌十四年三、四月頃までを第一期、爾後同年十一月頃までを第二期として、整備訓

練に懸命の努力を拂ひつゝあつたのである。

その實施の状況を見るのに、大體に於て初期の計畫の四、五割程度の實績を収め得た模様である。特に中央直系軍、地區的には漢口附近の第五、第九戰區の整訓に力を入れてゐた。従つて兵員數は大體戰前程度に恢復したものと推測されるが、裝備の損耗補充は定員數の半數にも達せず、特に火砲裝備に至つては極めて貧弱であつて、この火力裝備の現状より見る時は、近い將來、かの漢口戰の如き大作戰を遂行することは、蔣介石にとつて至難なことと考へられるのである。

以上は形の上の方面であるが、精神的の方面は如何と見ると、既に二年有餘に亘る敗戰また敗戰に、兵は全く必勝の信念を失ひ、兵員素質の低下と相俟つて士氣は著るしく

沈滞してゐることは言ふまでもない。然し抗戰意識を放棄し、抗日意識が冷却したかといふと、必ずしもさうではない。その由つて來るところを考へると、概ね次の如きものが擧げ得られる。

即ち支那軍の根幹をなす中級幹部の抗日意識が依然として旺盛なること、支那軍政當局の宣傳により一般國民は全く盲目化せられ眞に敗戰を自覺してゐないこと、黨軍、政の三位一體の組織、即ち人事、軍事、財政、補給の一元化によつて抗戰繼續が容易となつたこと、その他賞罰の適用が嚴であること等である。要するに蔣介石黨軍の戦意はまだく相當程度に保持してゐるものと見るのが至當と考へる。

尙ほ敵空軍の模様を述べてみると、わが陸海軍の驚愕の猛襲のため全く壊滅に瀕した敵空軍は、爾來我との交戦を控へ奥地に逃避して再建設に努めてゐたのである。機材は主にソ聯に仰ぎ、ソ、英、米、佛等から招聘した教官指導の下に、蘭州、重慶、成都、桂林等に於て數百名の飛行學生を教育してゐる模様である。又別にソ

聯本國に於て教育を受けた航空士が、既に飛行隊の中堅として活躍してゐる。第一線機五百機保有」といふ最初の再建目標に對し、現在の程度充實せられたかは明らかでないが、先づ三百機程度は整へ得たに非ずやと判斷せられる。時々敵の飛行機が戰場上空に姿を見せることもあり、従つて我が飛行隊は絶えず敵空軍の状況を偵察し、事前に之が破獲に努めてゐる。

二、最近戦闘の實績

今これを最近の戦闘、特に冬季攻勢について検討してみることとする。

そも今次の攻勢は、多分に政略的企圖のために遂行せられたことはいふまでもないが、それにしては相當眞面目に計畫せられ、執拗に實行された。

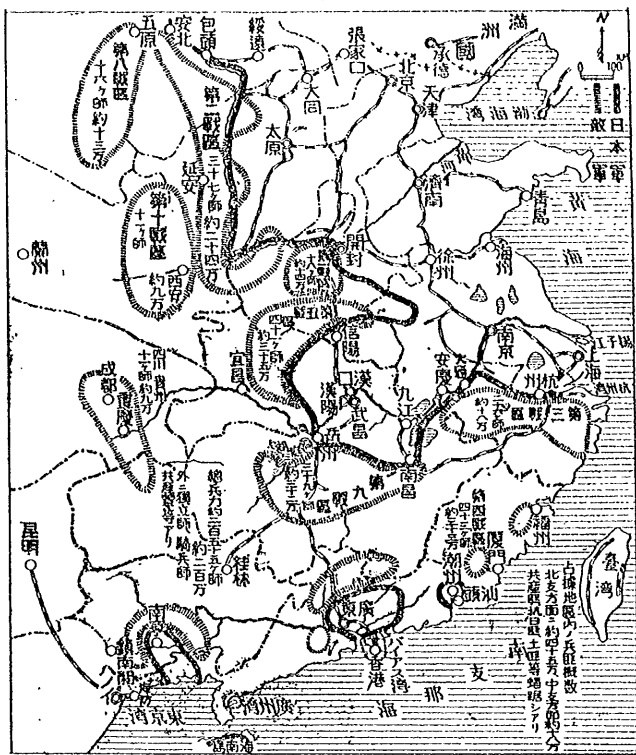
中支方面だけでも参加兵力六十ヶ師以上、戦闘は全支に亘り、その重點は武漢周邊第五、第九戰區並びに揚子江遮斷の目的を以てする大通（安慶對岸方面）であつた。概ね十二月十日頃より開始せられ、約十日間、二十日頃までは敵の攻勢最も激しかった。所によつては十二月末まで、中

には本年にまで續行されたのである。これを戰術的に觀察す

れなかつた中央軍を第一線に出し、之を核心として攻勢

を實施し、且つ從來不得意とする
近接戰闘をもしば／＼演出せる點
など、新しい現象が見られたの
である。

以上は敵の長所ともいひ得る點
を述べたのであるが、一面敵の實
力が甚だしく低下してゐることも
體験した。その一、二の例を擧げ
てみると、敵が數ヶ月を費して準
備した陣地も、わが攻撃の前には
一、二日間で脆くも突破せられて
しまふ實情である。又一回の戰闘
に於ける敵の捕虜數が、遺棄死體
數にくらべて比率が上つてゐる點、
鹵獲兵器數の少い點などは明らか
に敵の實力の低下せることを物
語つてゐる證據である。



圖要況狀備配の軍敵

るに、概ね統一的に實施せられ、戰闘繼續時間も長く、戰闘
法も漸次巧妙となつて來てゐるといへる。而して從來見ら

三、軍需補給の狀況

海外からの補給は、先般行はれたわが南寧作戰のため、
從來敵側軍需品全輸入量の約半分にも達する量を輸送し
てゐた西南廣西公路を遮断せられた今日、その對策とし
て佛領印度支那海防を起點として昆明に通ずる滇越鐵道
及び公路(自動車路)の輸送力の増強、英領ビルマから來る
滇緬鐵道の延長及び公路の建設、その他廣州灣から廣西に
通ずる公路の復舊、遠く福州方面から重慶に通ずる公路、蘭
州方面から來る西北ルート等の増強が考へられるのである
が、地形上天然の障礙多きこと、距離の長さこと、氣象
悪きこと、それに建設資材の缺乏、勞働者の拂底、疫
病の流行のため建設計畫の實現は極めて困難であらう。

又内地の軍需工業の様を見れば、既設兵工廠の生産
擴充は略、その緒につき、新設又は移轉した兵器工場も
逐次操業を開始してゐる模様であるが、これ等の能力は
先づ遊撃戰を繼續してゆくくらゐの小兵器彈藥類の製
造、修理の程度と思はれるのであつて、重慶軍政當局は、
こゝ當分の間は尙ほ若干の貯藏品で間に合はすことが出
來るであらうが、軍需兵器の補充問題は近い將來非常な
る危機に直面して來るのではないかと想像せられる。

四、敵の最近の戦法

敵の冬季攻勢も一應終了せるものやうで、總反攻
準備の第三期に入つた。

敵の最近の戦法はわが占據地域内の治安擾亂、特に交
通、通信線の破壊、經濟攪亂と、汪派要人の暗殺工作に指
向されてゐる。その實施方法は漸次巧妙となり、支那民
心の獲保のために大重となつてゐることが看取される
のであつて、わが警備、治安工作にも種々創意工夫を施
しつゝあるのである。

五、結 言

以上述べたところによつて、敵側の戦力の程度狀況は
概ね豫想し得られるものと思ふ。要するに、敵はわが封鎖
作戰、反撃作戰によつて漸次持久戦力を消磨しつゝある
のであるが、未だ相當の兵力を擁し、しかも再建設に必
死の努力を拂つてゐる一方、第三國の援將政策も依然
續行せられ、寧ろ強化せられんとする現況であるか
ら、わが軍としては決して之に對する壓力を少しも弛
めることはできない。

恩赦について 司法省

恩赦は帝國憲法第十六條の「天皇ハ大赦、特赦、減刑及復権ヲ命ス」といふ規定により、大権の發動として行はせらるゝものである。

この度、紀元二千六百年の佳節に當り、恩赦の詔書が頒發せられ、それに基づき減刑令、復権令並びに官吏、官吏待遇者等の懲戒及び懲罰の免除、北海道、府縣、市町村等の吏員、委員及び役員の懲戒免除、公證人辯護士、司法書士、理士及び計理士の懲戒免除等に関する勅令が公布された。

一、減刑令

(イ) 減刑されるもの
今回公布された減刑令によれば、昭和十五年二月十一日以前、禁錮以上の刑、即ち死刑、懲役又は禁錮の刑に處せられた者は、原則としてその罪名の如何にかゝらず減刑せられることになつてゐる。但しその執行を遅れてゐる者は減刑されない。又大逆罪、外患罪、住宅放火罪、通貨偽造罪、強盗致死傷罪、自己又は配偶者の直系尊屬に對する殺傷罪、竊盜又は強盜の前科を有する者の犯した強盜罪、強盜殺人罪、強盜傷人罪、軍機保護法違反罪等の極めて悪質な犯罪によつて刑に處せられたものは減刑されない。尚ほ昭和十五年二月十一日から遡つて十五年以内の大赦、特赦、減刑又は勅令によらない特別復権の恩赦に浴した者が、その後七年以内に再び禁錮以上の刑

に處せられた場合は減刑されない。又減刑令は禁錮以上の刑に處せられたものと限つてゐるから、罰金、拘留又は科料に處せられた者は減刑されない。

(ロ) 減刑される程度

死刑は無期懲役に、無期懲役は二十年の有期懲役に、無期禁錮は二十年の有期禁錮に減刑される。但し昭和十五年二月十一日現在で、七十歳以上の者及び犯罪行為當時十六歳未満の者については特に十五年の懲役又は禁錮に減刑される。
有期の懲役又は禁錮に處せられた者の中、未だ刑の執行を始めていない者については、刑の執行を始めていない者については、刑の四分の一を減ずる。但し刑の執行が刑期の二分の一に至らない者については、刑期の四分の一を減ずる。而して有期の懲役又は禁錮に處せられた者であつて、昭和十五年二月十一日現在で、七十歳以上の者及び犯罪行為當時十六

歳未満の者については、特に刑期の三分の一を減ずることになつてゐる。

二、復権令

今回公布された復権令によれば、罰金以上の刑、即ち死刑、懲役、禁錮又は罰金の言渡を受けたため、衆議院議員の選挙権、被選挙権その他の資格を喪失し又は停止された者であつて、その刑の執行を終り、又は執行の免除を得た日から昭和十五年二月十一日の前日までに十年以上を経過した者は、その罪名の如何にかゝらず復権する。但し昭和十五年二月十一日以後再び罰金以上の刑に處せられた者は復権せられない。今回の復権令により復権せられた者は、單に選挙権、被選挙権といふやうな特定の資格に限つて回復するのではなく、將來に向つて廣く一般の資格を回復するのである。

この復権令により、復権の恩恵に浴した者はその刑の言渡をなした裁判所の檢察に

申出て、その證明を受けることができる。なほ現に裁判所に事件繫屬中の者は減刑復権の恩恵を受けない。

三、特別減刑及び特別復権

減刑令又は復権令に依り減刑又は復権の恩恵を受けなかつた者についても、刑の言渡を爲した裁判所の檢察又は受刑者の在所する刑務所長が個々特定の個人について、精しく事情を調べた上、減刑又は復権の恩恵に浴せしめるのを相當と認める者については、職權を以て司法大臣に具申し、司法大臣は更に内閣總理大臣の手を経て上奏し、御裁可を仰ぐことになつてゐる。従つて此の特別減刑と特別復権は今後調査の結果を依つて逐次行はせられるのである。

四、懲戒、懲罰の免除

懲戒及び懲罰免除の勅令によれば、官吏その他特殊の身分を有する者であつて、

昭和十五年二月十一日以前の所爲につき懲戒又は懲罰を受けた者に対しては、將來に向つてその懲戒又は懲罰を免除し、未だ處分を受けないう者に對しては懲戒、懲罰を行はぬことになつてゐる。

以上が今回の恩赦の詔書に基づき公布された勅令の概要であるが、かくの如く一般の官吏その他の特殊の身分を有する者に對するのみならず、受刑者に對しても廣く恩赦を賜はつたことは、聖恩の廣大無邊なるに感泣致す次第である。この恩澤に浴した者は克く聖恩を欽仰し、永くその感激を忘れず、自省自戒、再び刑罰に觸れるやうな事なく、忠良なる臣民たることを心がけられたい。一般國民も亦恩赦の趣旨を奉體し、恩恵に浴したる者を温き心情を以て指導誘掖し、再びその道を過るやうなことがないやう協力されたい。これが吾々國民の聖恩に對し奉る途であると信ずる。



陸運統制令

鐵道省

◇鐵道輸送の重大使命

支那事變の勃發以來、國內に於ける物資の動きは頗る繁劇を加へてきました。わが國はいふまでもなく四面に海をめぐらした島國であり、國內輸送も陸上の輸送と船舶による輸送とが相並んで、二分分野を劃してゐるのであります。事變になつてから、この海陸輸送の分野の均衡がやゝとすれば亂れがちで、その結果陸上輸送に課せられる負擔は一そう大きさを加へてきました。

陸上の物資輸送機關にはいろいろの種類がありますが、その中の主なものは鐵道と自動車との二つであります。自動車の發達は最近特に著るしいものがあり、殊に事變前

に於ける發展のすばらしさは、めざましいものでした。將來とも自動車の發達は、國防上産業上必要缺くべからざるものであります。遺憾なことにはわが國には石油の資源が少いために、事變下に於ては石油の消費規正を餘儀なくされ、現在は一般の自動車輸送はその能力を充分に發揮し得ない状態にあります。

従つて、陸上輸送に於ける鐵道の使命はいよゝゝ重大性を加へてきました。重要な物資の陸上輸送は殆んど鐵道輸送に依存してゐるものはないといつても過言ではありません。そこで、鐵道の輸送が圓滑に行くか、行かないかといふことは、生産力の擴充のためにも、又國民生活の安定の上にも重大な影響をもつてあります。殊

に最近のやうに、物資の需給關係が極めて逼迫して、一刻も猶豫できないときに、輸送といふことが如何に大切な問題であるかを充分に認識することができると思ひます。

鐵道輸送となると、わが國の鐵道の主要幹線はことごとく國有であり、殊に貨物輸送については、國有鐵道が殆んどその全部に近い輸送を引受けてゐるのであります。従つて陸上輸送の主要な問題は、先づ國有鐵道の貨物輸送にあるといつても差支へないのです。

では、國有鐵道として最近頗る激増して來た貨物に直面して、如何なる方策を講じてゐるかといひますと、それについては、週報第一六七號(昨年十二月二十七日發行)に詳しい記事がありますが、要するに、一方に於ては車輛や線路の増備で輸送力の擴充を計畫してをりますが、資材の關係もあり又工事は一朝夕に完成できるものではなく、なかゝ思ふやうには行きません。また他方では輸送能力を極度に能率的に昂上する各種の方策を講じ、大量の貨物に對しては計畫的の輸送を行ひ、以てその圓

滑なる移動を圖り、また重要物資への優先的配車計畫をするなど、生産力の擴充や國民生活の安定のための使命を果して行かうとしてゐるのです。

◇輸送統制が必要

ところが、最近の物資の動きを見ますと、國有鐵道に於ても毎日の輸送量の二倍から、ときには三倍にもなるやうな出貨の申込があります。そこで、國有鐵道は勿論のこと、その他の陸上運送機關についても、これ等の輸送機關の利用者である荷主に對し、今日に於ては輸送に協力することが一の公的義務であるといふ觀念を持つてはなくてはならなくなり、かうした考へからも陸運統制の必要が生れてきたのであります。また輸送機關の側にも相互間に輸送統制を行ふ必要があります。しかし、國有鐵道に於ける貨物輸送の統制は、國有鐵道が事變勃發の當初から國家の輸送機關としての使命達成に邁進してゐるのであります。統制をなすべき者も、統制の對象たる事業を行ふ者も、同じ國家なのであります。



から、民營事業の統制とは自ら意義が異なります。
が他の方面、即ち民營事業者や荷主に對する關係は、法令で規律して行かなければ、やはり或る程度以上には目的が達せられないので、國家總動員法の規定に基づく陸運統制令制定の必要を感じ、去る一月三十一日これが公布を見たのであります。

◇優先的な總動員物資

陸運統制令は以上述べた趣旨に基づいて制定されたもので、條文は全部で八ヶ條、實體的な規定は四ヶ條に過ぎない極めて簡単なものであります。

第一條は本令の淵源を示したものであります。輸送力と輸送量とが喰違つてゐる際に、限られた輸送力を如何に輸送量に配分するか、それが即ち輸送統制なのであります。これが、その輸送力の配分といふことは抽象的な表現で、これを國家總動員法に準據して具體的な表現すれば「車輛其ノ他ノ陸上ニ於ケル輸送用物資ノ使用」に關することになるのであります。この輸送統制と、運送事

業者間に於ける統制協定とについて必要な命令を、本令の規定するところに従つて發し得るのであります。

第二條から第五條までが、この統制令の中心であります。第二條から第五條までが一貫して流れてゐる根本目的は、總動員物資の輸送確保といふことで、この總動員物資とは、とりもなほさず軍需品をはじめ石炭、鑛石等の生産力擴充物資、米、肥料の如き生活必需品關係の重要物資を意味してゐるわけであり、統制令に基づく命令は、すべてこれ等物資の輸送を確保するために必要な時にのみ發せられるのであります。

第二條は陸上運送事業者に對する運送に關する命令で、この陸上運送事業者とは、地方鐵道、軌道、自動車交通事業及び小運送業の事業を行ふ者を意味してをります。これ等の事業者に對して、貨物の種類と運送の區間とかによつて運送の引受を制限すること、例へば、輸送上の隘路―信越線碓氷峠越のやうな―に無制限に貨物が殺到すると、急送を要する物資の輸送に障害を來すから、運送の引受の制限を命ずるか、或ひは貨物運

送の順序を指定し、石炭や米の如き貨物の優先輸送を命ずるとか、狹隘をつけてゐる停車場の構内を極力能率化して荷捌きを早め、貨車の運用を増すために貨物の受取や引渡に關する制限を命ずるといふやうなことも考へられます。いづれにせよ、國有鐵道が行ふ輸送統制を、これと連絡運輸をしてゐる地方鐵道軌道又はその前後に隨伴する小運送業者に一致協力してもらふ場合に發する場合が普通であると思ひます。

◇貨物に關する命令規定

第三條は主として荷受人に對する貨物の引取命令の規定で、これも大體は鐵道輸送を目標としたもので、貨物が到着して引取期間が過ぎても荷受人が貨物を停車場構内から搬出しないとき、現在では保管料とか留置料とかを徴して督促する方法はありますが、それだけでは充分な効果が期待できませんし、延いては貨車の停滯を來し、鐵道輸送を阻害する結果を生じますので、引取期間を經過した貨物の引取を強制し得ることとしたのであ

ります。

第四條は託送申告と託送命令の規定で、鐵道輸送で最も重要な地位を占めるのは、石炭、鑛石、木材、肥料等の大量貨物で、これ等は國家的に重要な物資でありますので、この輸送を的確に行ふ必要があると同時に、これ等の大量貨物が無計畫に隨時鐵道に出貨してきますと、その輸送のために非常な手配を必要とし、そのために輸送能率が低下して一般の貨物が犠牲となつて、送り不足となる虞れがあります。かうした大量貨物は、常に輸送計畫を立てて、配車と出貨とを一致させて行つて初めて、的確な、さうして限りある輸送力を最大限に活用することができるのであります。これを鐵道では計畫輸送といつてゐますが、この計畫輸送の分野が廣くなればなる程輸送能率は増し、物資の需給の調整もできるのであります。

さういふ理由から、鐵道大臣の指定する總動員物資、前述の石炭、鑛石、木材、肥料等を一定數量以上鐵道輸送の豫定を存する出貨者から託送申告を出させ、これ

に基づいて配車計畫を査定し、託送命令を出すこともできるやうにしております。これは命令といふよりは寧ろ出貨者に協力を求めるといふ方が適切であります。しかし輸送が公器であるといふ考へ方から、一應はやむことを得ない事由がある他は、託送の義務をもつことにして、かゝる重要物資の生産者なり配給者の責任を感じてもらふことにしたのであります。出貨者の範囲を定める託送數量の標準は、貨物の種類や託送の地域に應じて鐵道大臣が定めることになつてゐます。又出貨者といふ言葉のうちには、自分で託送する者ではなく、第三者例へば、小運送業者を介して託送する者も包含してゐるのであります。

第五條は陸上運送事業者間の統制協定に関する規定で輸送の能率を高めるには、單に個々の事業に於て必要ならばかりでなく、數個の同種又は異種の運送事業を通じて必要なので、各種の陸上運送事業者に對して設備の共用なり、連絡運輸なりの事項についての統制協定の設定、變更、取消を命じ得ることとし、これによつて一

府輸送の円滑を圖るつもりであります。こゝにいふ陸上運送事業者の範囲は、第二條の場合と同じで、地方鐵道、軌道、自動車運輸事業及びそれ以外の自動車運送事業と小運送業であります。

第六條は報告及び臨檢検査、第七條は職權委任、第八條は外地施行に關する規定で、説明の必要はないと思ひます。この陸運統制令は二月二十五日から施行することになつてをります。施行に關しての詳細は、追つて陸運統制令施行規則として鐵道省令で公布されますし、又外地に於ても、それらの主管廳から施行規則が發布されることと思ひます。

以上で陸運統制令のあらましを説明したのであります。この時局下にあつて限られた運輸能力を最も能率的に、そして國家目的に合致するやうに運用して行くのが本意でありまして、徒らに制限をして能力の不足を糊塗する考へではないのであります。統制する側も統制される側も、相ともに協力して、輸送力の效果的利用を圖るの

陸運統制令(抄)

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基テ車輛其ノ他ノ陸上ニ於ケル輸送用物資ノ使用及同法第十七條ノ規定ニ基テ陸上運送事業者間ニ於ケル統制協定ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ貨物運送ノ引受若ハ順序又ハ運送スベキ貨物ノ受取若ハ運送シタル貨物ノ引渡ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ貨物ノ引渡ヲ請求シ又ハ貨物ノ引取ニ應ジタル荷受人其ノ他貨物ノ引取ヲ爲スベキ者ニシテ引取ヲ爲スベキ期間内ニ引取ヲ爲サザルモノニ對シ期日又ハ期間、數量等ヲ指定シ貨物ノ引取ヲ命ズルコトヲ得

第四條 鐵道大臣ハ相當期間繼續シテ運送スル必要アル總動員物資ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ付命令ノ定ムル出貨者ニ對シ當該貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項ノ申告ヲ爲サシムルコトヲ得

鐵道大臣前項ノ出貨者ニ對シ同項ノ申告ニ基キ託送ノ期日

又ハ期間、數量等ヲ指定シタルトキハ出貨者ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外其ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ又ハ爲サシムベシ

第五條 鐵道大臣總動員物資ノ輸送ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ陸上運送事業者ニ對シ設備ノ共用、連絡運輸、直通運輸、運送貨物其ノ他ノ事項ニ關スル統制協定ノ設定、變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

第六條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ貨物運送ノ引受若ハ順序、貨物ノ受取、引渡、託送若ハ引取又ハ前條ノ統制協定ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ店舖、事業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシメルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

内閣情報部主催

第二回思想戦展覧會

二月二十五日まで

於東京日本橋高島屋

時局下の工場統計から見た

わが國工業の趨勢

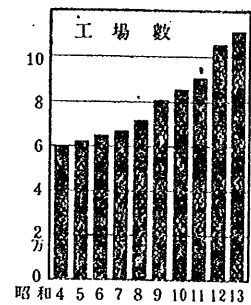
商 工 省

商工省では資源調査法に基づく工場調査規則によつて毎年工場調査を行ひ、その結果を工場統計表として發表してゐる。この工場調査の範圍は、内地に於ける民營工場であつて、五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場である。昨年末昭和十三年工場調査の結果の概数が工場統計速報として發表されたので、これによつて我が國工業の最近の情勢を簡単に紹介してみよう。なほ右の工場調査規則に代つて昨年九月新たに工業調査規則が制定され、これに依つて昭和十四年から工場の設備又は使用職工數に依る調査範圍の制限を撤去し至工場、作業場の調査を行ふことになつた。

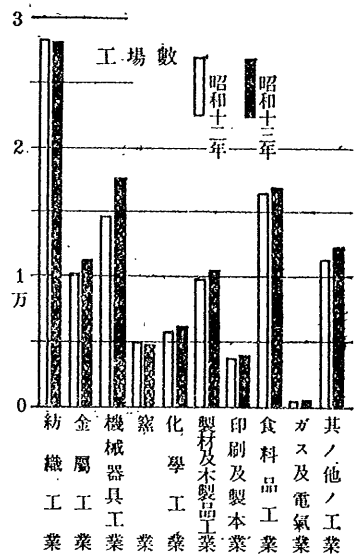
工場數

第一表

昭和十三年年末現在に於ける工場數は約十一萬二千三百である



第二表

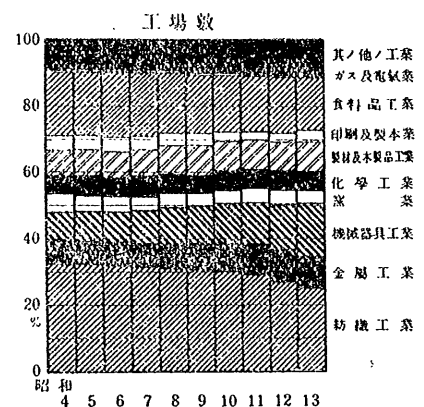


つて、前年に較べて六・〇%の増加を示してゐる。最近十年間の推移は左表の通りで毎年増加の一途をたどつてゐる。

工業別工場數並びにその前年に対する比較を見れば第二表の通りであつて、機械器具工業、金屬工業等の著しい増加に反し、紡織工業は僅かながら減少を示してゐる。

第三表

工業	昭和十三年	前年	増減率
其ノ他ノ工業	11,230	10,600	六・〇%
ガス及電氣業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
食品工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
印刷及製本業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
製材及木製品工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
化學工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
窯業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
機械器具工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
金屬工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%
紡織工業	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇・〇%



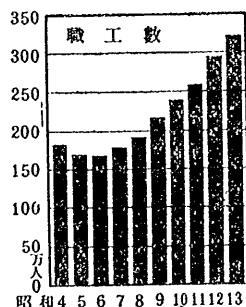
工場數の工業別割合を見ると、第一位は紡織工業で全體の二五・〇%を占め、第二位は機械器具工業の一五・六%であり、以下食品工業の

一五・二%、その他の工業の一・〇%、金屬工業の九・九%等の順になつてゐる。第三表は最近十年間に於ける工場數の工業別構成の推移を示すものであるが、紡織工業、食品工業の比重の漸減するに反し、金屬工業、機械器具工業、化學工業等所謂時局産業の比重が漸次増大し、わが國工業界に編成替が行はれてゐることを物語つてゐる。

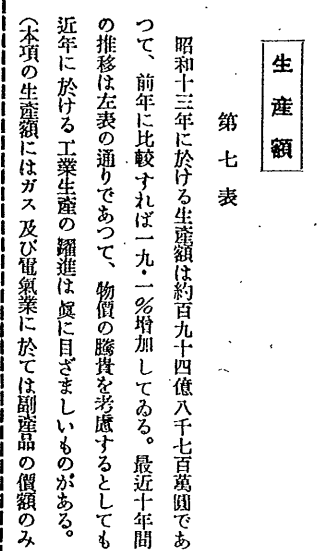
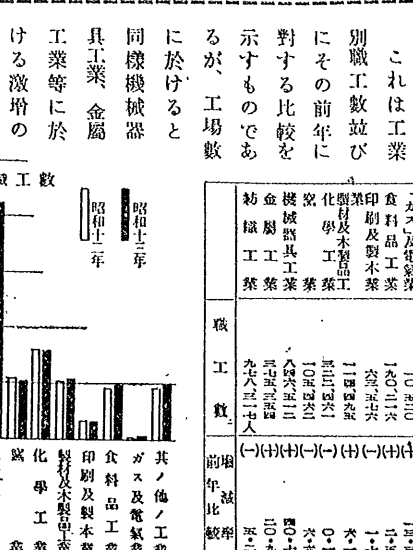
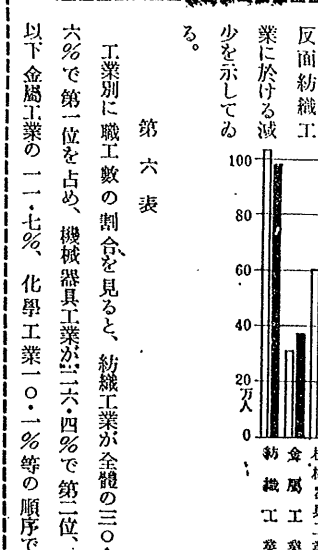
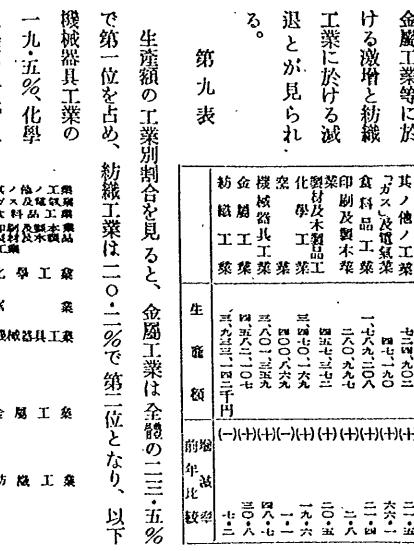
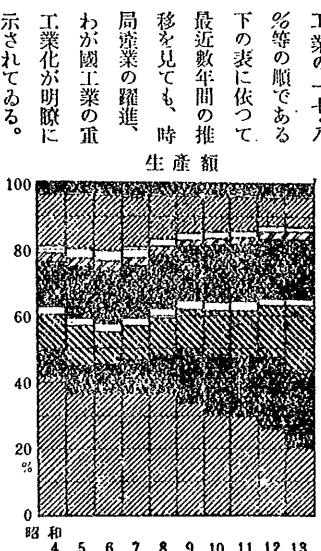
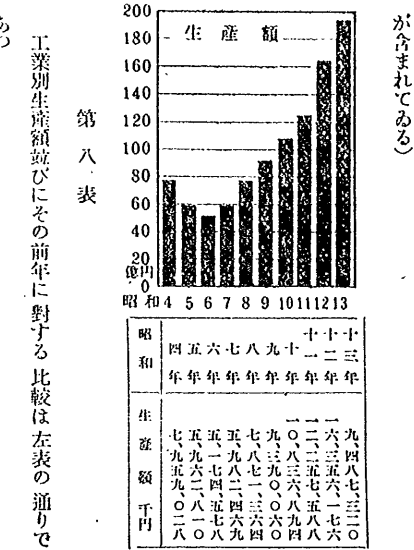
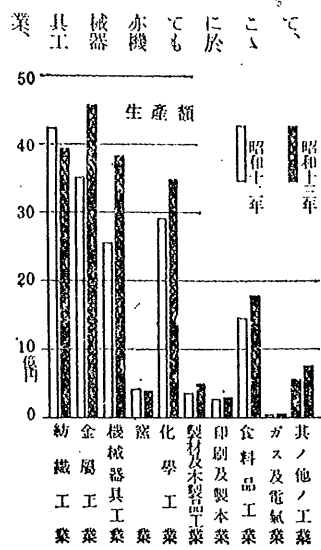
職工數

第四表

昭和十三年年末現在に於ける職工數は約三百二十萬人であつて、前年より九・〇%の増加を示してゐる。職工數も近年増加を續けて居り、その状況は左表の通りである。



昭和	四	五	六	七	八	九	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職工數	一八二,五〇二	一八三,五〇二	一八四,五〇二	一八五,五〇二	一八六,五〇二	一八七,五〇二	一八八,五〇二	一八九,五〇二	一九〇,五〇二	一九一,五〇二	一九二,五〇二	一九三,五〇二



アルゼンチン 兩國經濟使節團の來朝

外務省情報部

南米の友邦と防共の盟邦から

東亞新秩序建設の聖戰に邁進しつゝある帝國の經濟の上
に、重大な役割を果しつゝある對外貿易に對して、その振
興發展が期待されてゐる折から、今般、南米の友邦アルゼ
ンチン及び防共の盟邦たるスペインの兩國から相次いで、
經濟使節團が來朝することとなつた。

この經濟使節團は、いづれもアルゼンチン及びスペイン
兩國政府に於て、わが國との通商貿易その他一般の友好關
係の促進に資する目的を以て派遣されるものであり、その
一行の人員の如きも、いづれも朝野の有力者であり、且つ
通商貿易の専門家を網羅せられてゐることに鑑みて、その
來訪が彼我兩國の通商貿易促進に寄與するところ大なるも

のがあるべく、延いては一般親善關係の増進に貢獻する
ところ少からずとして各方面から大いに期待されてゐるので
ある。

アルゼンチン國の使節團は既に去る二月四日日本邦汽船
のせんち丸にて同國のブエノスアイレス港を出發し、十
六日横濱に入港來朝し約一ヶ月間滞在の豫定である。ま
た、スペイン國の使節團は未だ來朝の期日は確定してゐな
いが、いづれ近々出發の豫定である。

右兩國政府の使節團派遣の好意に對して、帝國政府に於
ても大いにこれを多とし、兩國使節團一行を政府の賓客に
準じて待遇することとなり、アルゼンチン國の使節團に對
しては、政府援助の下に日本經濟聯盟會が招待者となり、
またスペイン國の使節團に對しては、同じく政府援助の下

に日本商工會議所が招待者となり、いづれも外務次官を委
員長とする關係各省及び民間諸團體の代表より成る歡迎委
員會を設置し、使節團一行の本邦滞在中のプログラム等を
決定し、團員一行に對してわが國の産業經濟その他各般の
實狀について具さにこれを視察するの便宜を供するとともに
に、本邦通商經濟界の各方面と懇談を遂げ、相互理解の増
進に努むべく、諸般の準備を抄めつゝある。

アルゼンチン使節團の顔觸れ

アルゼンチン國の經濟使節團はドン・フエデリコ・エメ・
キンターナ氏を首班とする同伴の夫人令嬢を合せて十一名
の一行であるが、その顔觸れは左の如くである。
ドン・フエデリコ・エメ・キンターナ氏(米國大使館參事官
中米、メキシコ及びドイツ公使等に歴任し、一九二八年より
三九年までチリ大使たりし同國外交界の元老) 及び同夫
人並びに令嬢
カルロス・エレ・トリアニ博士(醫學博士、外務省通商局長)
及び同夫人

エドムンド・ヘ・カヌー博士(アルゼンチン國中央銀行次長)
及び同夫人

エンリケ・ヘ・フレール博士(アルゼンチン國商業會議所副
團長) 及び同夫人
マウリシオ・ベ・エルマン博士(農商務省羊毛研究所代表)
マヌエル・ムヒコ・ライネス氏(ブエノスアイレス市の有力新
聞ラ・ナシオン紙に席を讓ぎ、アルゼンチン國新聞界の代表と
して同行)

農産、畜産ゆたかなアルゼンチン

アルゼンチンは、わが國全土の四倍に相當する廣大な領
土と一千二百萬餘の人口を持つ南米の雄邦であり、歐洲の
穀物倉庫、世界屈指の肉類の供給國として重要な地位を
占めてゐることは周知のことである。

豊穰肥沃なるパンパ大平野から産出する小麦、玉蜀黍、
亞麻仁、棉花、煙草等の農産物と、羊肉、牛肉、羊毛、馬匹
等の畜産品は、今日のアルゼンチンの物質的繁榮を形成し
てゐるものであるが、その國富に伴つてその國際的地位も

著るしく向上し、國際聯盟に於て華々しき活躍をなして中南米諸國を率ゐて聯盟を指導し、或ひは汎米諸會議に於て北米合衆國を正面にまはして、中南米の牽制を演じつゝある事實は、いづれも世人の記憶の新たなるところであり、歐米列強をして南米洲に於ける重要な地位を充分に認識せしめてゐるのである。

しかしアルゼンチンに於ける外國の投資は、八億ポンドに達して居り、その内、英國の投資は五億ポンドを占めて壓倒的勢力を有し、佛國は八千五百萬ポンド、米國は六千八百萬ポンドで、鐵道、通信、ガス、電氣、冷凍製肉工業等の重要な企業は殆んどそれ等の外國資本によつて經營されてゐる。

また貿易は、一九三七年に於て輸出入總額三十八億七千萬ベソ(ベソは我が一圓強)に近く、輸出は二十三億、輸入は十五億で、尨大なる輸出超過を示してゐる。各國別の貿易の内譯は、輸出に於ては英國が六億七千萬で第一位を占め、以下米、和、獨、伊、佛の順で日本は一千四百萬ベソで第七位にあり、また、輸入に於ては同じく英國が二億八千萬

で第一位を占め、以下米、獨、伊、佛の順で日本は四千九百萬ベソで第六位にあるが、日本との貿易は日本が受取勘定になつてゐる。

日本とアルゼンチンとの交渉は相當古く、わが移民は既に三十年の歴史を有し、現在の在留者は約六千人に達し、主として農牧業に従事してゐるが、その所有資産は約二千萬圓に達し、その生産取引額は數千萬圓に達する發展を示してゐるのである。

スペインからは二十名の使節團の願願れ

スペイン國よりの經濟使節團は、アルベルト・カストロ・ヒローナ中將を團長とし、ホセ・ロハス・イ・モレノ外務省政務條約總局長を副團長とし、同伴の夫人並びに令嬢を含めて二十名の一行であるが、その額觸は左の如くである。アルベルト・カストロ・ヒローナ氏(團長、陸軍中將)及び同夫人

ホセ・ロハス・イ・モレノ氏(副團長、外務省政務條約總局長)
(スペイン國外務省には通商局長なく政務條約總局長に於て

通商事務を司る及び同令嬢

バスクアル・デイ・エス・デ・リベラ・イ・カサールレス(海軍中佐、元漁業局長)

マリアノ・グビラ・パカス(商工省鑛山技師)

マリアノ・デ・イツラルデ・イ・オルベゴソ(大使館商務官)

エンリケ・チャバリ・ロドリゲス(商工省商務書記官)

アントニオ・ロベルト・ロベルト(商工省技師)及び同夫人

アウレロ・ソル・バガン(同上)

フェルナンド・ラミレス・エスクリバノ(商工省外國爲替管理局長及び同夫人)

ホアキン・カルボ・ソテロ(大藏省國家辯護士)

ラファエル・デュヨス(アラン(黨員))

フランシスコ・マルチ・ビダル(關稅專門家)

ホセ・アントニオ・バレンチャナ(外務省書記官)

アルフォンソ・ムニョス・コボ・イ・エステバン(團長副官、陸軍砲兵中佐)

ラファエル・アルチ・フアブラ(參謀少佐)

パブロ・モレノ・ゴンサレス(團長秘書)

經濟復興途上のスペイン

昨年の三月二十八日、首都マドリッドの陥落を以て二年半に亘つたスペインの戰亂もここに終結し、赫々たる國民革命軍の勝利によつてコミンテルンの赤色勢力を拂拭して、ここに『祖國とカソリック』の基礎の上に、新らしき防共スペインの建設が始まつたのであつた。

爾來、長期に亘る戰亂によつて破壊された國力を、フランコ將軍指導の下に舉國一致の努力を以て、着々と回復整備しつゝあつたが、恰も九月三日、歐洲大戰の勃發を見るや、スペイン政府は逸早く翌四日、嚴正中立を宣言したのであつた。即ち、革命戦後のスペインとしては、國內の整備と國力の涵養とを當面の軍大事としてゐるので、今次大戰の勃發に對しては、英獨兩交戰國の何れの陣營にも偏せず、極力戰爭に捲きこまれないやうに、嚴正中立を宣言して慎重な態度を保持してゐるのである。

今日の新らしきスペイン國と日本との關係は、既に昭和十二年の十二月一日、當時ブルゴスにあつて赤色政權打倒

の革命戦に邁進してゐたフランコ政府を、スペイン國の正當政府として承認したのに始まり、爾來、帝國は防共の道義的基礎に立つて、フランコ將軍の國民政府と最も密接なる關係を保つてきたのであつた。かくて、昨年三月二十七日、スペイン政府が防共協定に参加するに至つて、兩國の關係は、盟邦としてますますその緊密を加へて今日に及んでゐるのである。

しかし、日本とスペイン間の貿易は、戦亂の勃發までは年々進展を見つゝあり、昭和十一年に於ては、日本よりの輸出は百三十萬圓、スペインよりの輸入は二百十萬圓を示してゐる。しかるに戦亂勃發するや、昭和十二年以降は日本より輸出は僅かに二、三萬圓の程度に激減したのであつたが、これに反してスペインよりの輸入は依然として續けられ、昭和十二年に於ては二百四十萬圓、十三年に於ては二百萬圓に減じたが、十四年には再び二百八十萬圓に回復してゐるのである。

しかしながら、今次の歐洲大戰の勃發の後に於ては、英佛獨等の交戦國を初め他の歐洲諸國よりの輸入が困難とな

つたので、スペイン側に於ては日本商品の輸入を希望しつゝあるので、今後の兩國貿易は著るしき進展を期待されてゐるのである。

寫眞週報

第百四號 (二月二十一日發行)

- ☆紀元の佳節を迎へた橿原神宮
- ☆紀元二千六百年のこのよき日——東京で行はれた空陸、海の立體的慶祝
- ☆砲壇の中に生れた仔馬
- ☆白鷺と闘ふ人々
- ☆伊號第六十三潜水艦引揚げらる
- ☆雪原を愛國の血に染めて——戰亂のフィンランドから
- ☆第二回思想展覽會誌上展

讀物ページ

- 一、事變を先導する新經濟通説
- 一、ソヴェト原土記
- 一、今年の冬の嵐天と火事と大獵
- 一、電氣の補助はどうすればよいか
- 一、母子養護法とは
- 一、海軍退官立第五回
- 一、海外小話
- 一、飲物誌

東京日新新聞社 原田乙吉
中央電氣技師 島山久尚

THE COMPANION OF THE JAPANESE

二千六百年史抄 (三)

菊池寛

聖徳太子と中大兄皇子

上代に於けるわが日本國家の基礎を堅め、國民をして文化生活の恵澤に浴せしめた偉大な二方がある。それは、聖徳太子と中大兄皇子である。

聖徳太子は、天武の御英才を以て、第三十三代推古天皇の攝政となり給うたが、佛教思想と共に、鋭意隋唐の文物諸制度を輸入することに努力し給うた。

是より先、欽明天皇の御代に傳へられた佛教に就いて、崇佛派の蘇我氏と排佛派の物部氏、中臣氏との間に凄じい争闘が展開した。これは、佛教についての争ひといふよりは、氏族制度の弊害として、段々強大になつた各氏族の巨頭が、各自權勢を専らにしようとして、佛教の採否を廻

つて、争つたと云うてよいのである。

が、聖徳太子の佛教御信仰は、崇佛派の勝利を決定し、以後佛教は、廣くわが國土に流布し、わが國民文化の發達に、精神的にも、物質的にも、多大の寄與をしたのである。

推古天皇の二年に佛教興隆の詔が發せられ、聖徳太子は、四天王寺、法隆寺、中宮寺、蜂岡寺などを建立された。當時の佛寺は、信仰の道場だけではなく、四天王寺の如きは、外交上の儀式にも用ひられたし、學校でもあり、又悲田院、療病院、施藥院があつて、社會事業的施設でもあつたのである。

太子は、佛教の興隆を圖られると共に、佛寺の建立に附隨する建築、繪畫、彫刻、鑄金などの美術工藝などを奨勵された。されば、大工左官などの間に、太子が今もなほ守護神として崇敬されてゐるのを見ても、太子の御遺徳の一端が、うかがはれるわけである。

又、太子は、推古天皇の十一年に十二階より成る冠位を定め給うた。それまで、勢力のある氏族に屬してゐないと、高い位置に上れなかつたが、冠位の制定に依つて、人々は才能に依つて、立身する道が開かれた。十二年には、支那の曆を用ひ、同年に十七條の憲法を制定された。

これは、文章となつたわが國最初の法典であり、佛教と儒教に基づいた道德律でもあり、官

民心得でもあるが、その大意は、次の通りである。

- 一、和を貴び、相争ふな。
- 二、篤く佛法を敬へ。
- 三、詔は謹んで承けよ。
- 四、群臣は禮を重んぜよ。
- 五、私慾を棄て、訴訟を裁け。
- 六、惡を匡し、善を勸めよ。
- 七、官職は人を得なければならぬ。
- 八、群臣百官は早く朝廷に上り、遅く退け。
- 九、信は、義の本である。萬事に信であれ。
- 十、寛大であれ。
- 十一、賞罰を明らかにせよ。
- 十二、國に二君なく民に兩主なし。國中の萬民は、皆天皇を主とする。役人が勝手に人民から税を取り立てるのは不法である。
- 十三、役人は、自分の任務をよくわきまへて遂行せよ。
- 十四、役人は、互に嫉視反目するな。
- 十五、私事を忘れて、公事につくのが臣たるの道である。
- 十六、民を使役するには時を考へよ。
- 十七、大事を決するには、衆と議せよ。

第十二條の「國中の萬民は、天皇を主とする」との一條は、當時の大氏族の長が、人民を私有することを戒められたのである。

太子は、内治に御心を用ひられたばかりでなく、欽明天皇の御世に亡んだ任那日本府を復興せんとし、屢々新羅を御征討になつたし、又推古天皇の十五年小野妹子を隋に遣はされて對等の國際的關係を結ばれ、尋いで高向玄理、南淵請安などの留學生を送られたことも亦、著名な事

件である。

又、太子は始めて國史編纂の業を起され、天皇記、國記を編まれ、その間に、卓抜なる御見識を以て佛典の註釋を完成された。それが三經義疏と呼ばれてゐるものである。

十七條の憲法も、太子の御自作であるが、詩經、書經、易など支那の古書を引用して書かれた漢文で、わが國の漢文では最古のものであり、かつ御名文である。

太子は、推古天皇の三十年に薨去されたが、天皇をはじめ奉り、全國民に至るまで「日月輝を失ひ、天地既に崩れぬべし」と、嘆いたと云はれる。太子は、日本が生んだ偉大なる宗教家であり、政治家であり、同時に日本文化の偉大なる建設者だと申上げてもよいであらう。

この聖徳太子の御精神と御事業を繼承して、大化の改新を斷行されたのが、中大兄皇子である。

是より先、氏族制度の頹廢の結果として、大氏族の長が、廣大なる土地人民を私有し、權勢を專らにせんとするものが生じてゐた。が、その内、大伴氏、物部氏は失脚して、蘇我氏のみが、強大なる勢力を擁してゐた。蘇我馬子は、太子と共に佛教の樹立に當つたので、太子はその強大を憎み給うたが、これを退くるに至らずして、世を終り給うた。

馬子は、太子の御英明の前に、雌伏してゐる外なかつたが、太子薨去後、その野心を現はし、大臣の振舞多く、その子蝦夷、孫入鹿に至つては、馬子以上に專横を極め、當然天皇に即位せらるべき御方である聖徳太子の御子たる山背大兄王を斥け奉り、入鹿は遂に大兄王の御即位は、蘇我氏の滅亡を意味するものと考へ、皇極天皇の二年大兄王を襲ひ奉つた。

王は、一度は生駒山に逃れ給うたが、「自分は今、兵を起して入鹿を討つならば勝てるだらうが、一身のため、人民を傷つけない。わが身は入鹿にやらう」と仰せられ、一族の方々と、御自殺になつた。が、蘇我氏のかゝる大臣が許されるわけはなく、御英邁なる中大兄皇子を中心とする中臣鎌子(後の藤原鎌足)、蘇我倉山田石川麻呂、佐伯子麻呂等の活躍に依つて、皇極天皇の四年六月、入鹿は大極殿に於て、誅戮を受けたのである。

皇極天皇は、蘇我氏が滅んだ翌日、皇位を中大兄皇子に譲り給はうとしたが、皇子は叔父君たる輕皇子を皇位に即け奉られた。これが、三十六代孝徳天皇である。初めて、年號を立て、大化元年とされた。

そして、皇子は皇太子として、中臣鎌足と共に、政治の改新に當り給うた。それまでの日本の政治は、臣、連、國造、縣主などの勢力のある氏の長が、土地人民を

私有してゐたので、天皇は、氏の長を率ゐて居られるだけで、直接の御領地以外は、人民全體から、税なども、お取り立てになることはなかつたのである。

だから、臣、連など云はれる勢力のある氏の長は、土地人民を私有し、勢力を養ひ、遂に蘇我氏の如く國政を紊すものが生ずるに至つたのである。

されば、大化の改新の一大眼目は、これらの氏の長の私有してゐた土地人民を悉く皇室に返上させ、凡てを公地公民とし、天皇一人が、君主として、支配されるやうにすることだつた。

それと同時に、新たに戸籍を作つて、公民の數を調べ、男女老幼に應じ、田地を分配し、六年毎に調べ直して、死んだ者の土地は朝廷に收め、生れて六歳になつた者には、之を與へる法が設けられた。これが、班田收受の法である。

また八省百官の制を設け、地方に於ける國造、縣主の世襲を禁じ、新たに國司郡司を命じ、期限的に交替させることにした。

又、聖德太子の制定になつた十二階の冠に、改正を加へて、最高の大織冠から最低の立身冠まで、十九階として、血統や家柄に依ることなく、官位を授けられた。

中大兄皇子は、後に第三十八代天智天皇とならせ給うたが、新政のために、新らしき都を選ばれる意味で、近江の志賀に都し給うた。これが大津の宮である。

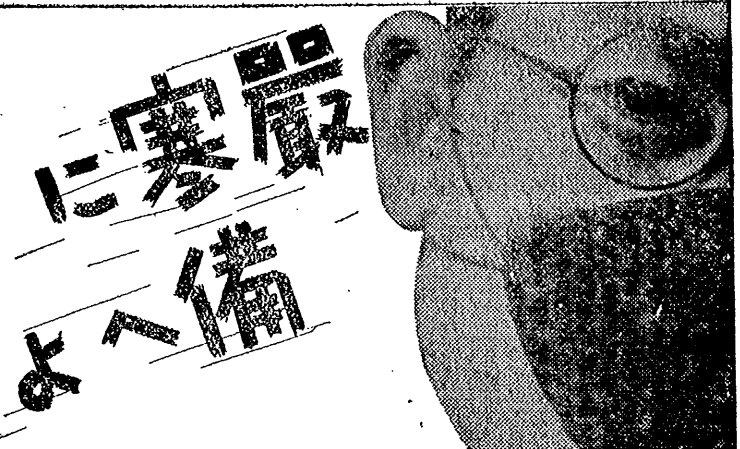
鎌足は、天智天皇の仰せに依つて法令を制定した。これが近江令であり、文武天皇の御代に出來た大寶律令の根本を成すものである。

その中に定められてゐる官制や諸制度は、爾來千二百年間、明治十八年迄、用ひられてゐたのである。

明治維新の革新と共に、日本の二大革新である大化の改新は、中大兄皇子に依つて成し遂げられたのである。

當時としては、思ひ切つた改新であるから、大氏族や守舊派の反對は、さぞかし猛烈であつたらうと想像されるが、それを押し切つての御断行は、一に天皇の御英明に依るものだと思はれるのである。

(本稿に限り無断轉載を禁ず)



厳寒に備へよ

胃腸と肺炎
 胃腸に罹るものは寒さの爲めのみ
 てはなく、抵抗力の減弱に乗じて
 感冒菌が呼吸器の粘膜を犯すから
 です。従つて栄養を充實し抵抗力
 の増強を圖ることは、感冒特に肺
 炎の豫防と治療の第一の條件です。

複合薬用酵母錠剤わかもとが、貴重な各種の榮
 養素を包含し、獨特の細胞原形質賦活作用を以て、身
 體の抵抗力増強に著効あるは、臨床に明らかにされ
 てゐる所て、嚴寒の常備薬と
 して最も推奨される所以であ
 ります。



わかもと本舗
 東京・大阪・奉天・北京

胃腸榮養 わかもと

廿五日量
 一円六十銭

文部省推薦圖書 一一般向

◇天文と宇宙(荒木俊馬著) 本書はさきに文部省推薦圖書となつたものの改訂版である。東洋及び西洋天文学史と宇宙構造論とに主眼点を置いて、天文及び宇宙について興味ある事象が平易に述べられてをり、これによつて吾々の宇宙観を廣く美しくすることが出来る。一般人の教養的な讀物である。(前六列 四九三頁 定價三圓八〇銭 送料一四銭 發行東京芝田町佐久間二ノ四恒興社 振替東京六四七三三八)

◇國民防衛(内務省計量局編) 國土防衛は軍防と國民防衛との緊密なる連繫によつて始めて全うせられる。軍防の飛躍的發達に比して國民防衛の怠慢並びに無關心は思ひ見るだに遺憾を禁じ得ない。本書は「防空と國民、防空の組織、監視・通信・警報、燈火管制、焼夷弾と自衛消防、空襲時の避難と救護、都市の防空的機軸」の各項に互り平易にして正確な記述をしたもので、國民防空の教科書として家庭防空の擔當者及び其の指導者にすゝめたいものである。(前六列 二六頁 定價五〇銭 送料六銭 發行東京市麹町區内務省大日本防衛局 振替東京四七七〇番)

◇官廳編纂圖書だより

◇ナチス及ファシストの國家観(外務省調査

部編) 從來ナチス國家觀又はファシスト國家觀に關する著書は頗る多かつたが、いづれも抽象的或いは概括的なもので、ナチス及びファシストの主張をほつきり把握せしむるやうなもの少いのに鑑み、特に外務省調査部に於て編纂したもので、前編にてナチスの國家觀として序説、ナチス運動の目的、ナチスの理念、國民社會主義、指導者國家、指導者國家の具體的構成等の各章につき具體的に論述し、後編に於てファシストの國家觀としてその理論的淵源、ムッソリーニの參戰運動の意義、ファシスト革命とその精神的社會的基礎、國家觀の内容等に關しかなり詳細に論述したものである。(前六列 一八頁 定價一圓 送料六銭 發行東京市麹町區丸の内二ノ二日本國協會 振替東京五五八三三)

◇農家經濟調査報告(昭和十三年三月)(農林省經濟更生部編) 本調査は日本農業の經濟的實態をその代表的農家について究明する目的を以て爲されたもので、日本全國に互り自作農、自作農、小作農に關し、農家の労働力及労働、農家財産の構成、農家の總收入、總消費、總所得、經濟餘剰等につき總體的に説明したものである。多くの統計表と共に農村研究の資料として好簡なものである。(前六列 三七八頁 定價三圓一〇銭 送料九銭 發行内閣印刷局)

注意御	所込申	價定	週報
<p>▲本誌より轉載の場合は必ず、週報誌何誌より轉載の旨を明記し、且つ右轉載誌の内閣情報部編輯部第三課に送付下さい。</p> <p>▲本誌記事の全部轉載は御断り致します。</p> <p>▲掲載記事に對する御返書や御質問に關しての御意見も週報編輯部宛にお知らせ下さい。</p> <p>▲本誌を他へお送りの場合は郵費一部五圓(本誌へ廣く御希望の旨は内閣印刷局へ)を申し添へて下さい。</p>	<p>内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五一九 振替東京一九〇〇番</p> <p>全国各地官報販賣所 東京都書籍株式會社 東京市麹町區保町一ノ三 振替東京九三九〇番</p> <p>各書店・驛賣店</p>	<p>一部 五錢(送料共)</p> <p>(外埠郵便に依る増徴は送料に依る増徴は十銭)の割合を以て郵金を添へ(即ち以下同)</p> <p>▲特大號の発行は其の都度御通知金より差額を申し添へます。</p>	<p>昭和十五年二月二十一日印刷發行</p> <p>編輯部 内閣情報部 東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内</p> <p>印刷部 内閣印刷局 東京市麹町區大手町</p>

同盟旬報

△同盟通信社は全編百七十餘の新聞社
 前に日本放送協賛、朝鮮・臺灣の兩放
 送協賛を社員とする社団法人で、我が
 國を代表する唯一の國策通信社である
 △同盟通信社は年中時々の休みなく内
 外ニュースの蒐集、弘報に當り左の事
 業を営む。
 一、政治・經濟・學識・科學・スポーツ
 ツその他凡ゆる社會的ニュース及び
 ニュース資料を國內はもとより海外
 各國から正確迅速に蒐集し、これを
 社員新聞社並に全國各地放送局に通
 信する。
 二、内地及び東亞のニュースを世界各
 國の通信社、新聞社その他に弘報す
 る。
 三、貿易、商標、諸用品、統計
 市況を新聞社、放送局に通信する外
 實業界に直接提供する。
 四、別項事業として同盟旬報、國際經
 濟情報、同盟時事叢、國際通訊新
 聞、英文トレド・ガイド、英文入
 國費年鑑その他の出版物刊行。
 △同盟旬報は右(一)及び(二)の事業に
 基き同盟通信社に蒐集された内外ニ
 ュースを毎日十分づつ整理編集したニ
 ュース簡便誌であり、比類なき資料と
 して好評を博してゐる。勿論同盟通信
 社自身の編輯に成りラヂオや新聞で發
 表されたものほか、新聞に掲載され
 るものも収録してあり、而も系統的に
 整理してあるので切抜きに便すること數
 倍の便宜を資料である。

内 容 要 目	支 取 方 法
支取方：郵政掛金、銀行振込、現金	支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ
支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ	支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ
支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ	支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ
支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ	支取先：東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ

露光量違いにより重複撮影

技術講習生募集

- 一、應募資格 満三十三歳迄ノ男子ニシテ中等學校卒業者並ニ本年度卒業見込者
但シ本年度甲種工業學校卒業見込者ヲ除ク
- 一、銜 地 東京、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌
- 一、採用人員 約五十名
- 一、締切期日 昭和十五年二月末日
- 一、講習期間 六箇月
- 一、待遇及給與 合格者ハ技術員見習トシテ採用シ講習期間中ハ手当ヲ支給ス
在學者ハ東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又は大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタシ

報道に教養に慰安に

使命を果たすラヂオ

日本放送協會 法人 社

東京市京橋區 同盟通信社 電話 〇五八三番
 東京市京橋區 同盟通信社 電話 〇五八三番

技術講習生募集

- 一、應募資格 満二十三歳迄ノ男子ニシテ中等學校卒業者並ニ本年度卒業見込者 但シ本年度甲種工業學校卒業見込者ヲ除ク
- 一、銜 地 東京、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌
- 一、採用人員 約五十名
- 一、締切期日 昭和十五年二月末日
- 一、講習期間 六箇月
- 一、待遇及給與 合格者ハ技術員見習トシテ採用シ講習期間中ハ手當ヲ支給ス 希望者ハ東京市世田谷區鎌田町日本放送協會技術研究所又ハ大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各中央放送局宛參錢郵便切手同封志願心得ヲ請求セラレタクシ

使命を果たすラゾ才

本社放送協會 法人團社

同盟旬報

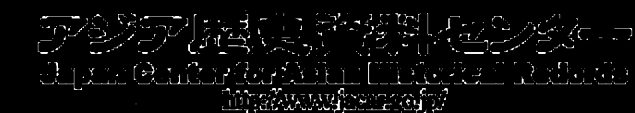
同盟旬報は全編百十餘の欄に
 東京、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌各地方の
 地方自治、教育、保健、衛生、経済、社会、文化、婦人、児童、
 労働、青少年、音楽、美術、演劇、スポーツ、旅行、健康、
 読書、映画、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、その他多岐に
 亘る。また、毎月の特号として、時事、海外、産業、科学、
 文化、などの特号も発行する。発行所は、東京市世田谷區
 鎌田町日本放送協會技術研究所。電話：二三六六（東京）
 〇四〇〇（大阪）〇二〇〇（名古屋）〇五〇〇（廣島）
 〇八〇〇（熊本）〇一〇〇（仙臺）〇三〇〇（札幌）

同盟旬報の内容要目

新聞	時事	海外	産業	科学	文化
教育	保健	衛生	経済	社会	労働
青少年	音楽	美術	演劇	スポーツ	旅行
健康	読書	映画	新聞	雑誌	ラジオ
テレビ	その他	多岐	に	亘	る

同人誌発行所 同人誌発行部 同人誌発行部
 同人誌発行部 同人誌発行部 同人誌発行部
 同人誌発行部 同人誌発行部 同人誌発行部

露光量違いにより重複撮影



週報

昭和十五年二月十一日第一日第一種郵便物認可
（毎週一回水曜日発行）

高血圧に

ノルマトン

文化人と高血圧

高血圧は頭脳を酷使する所謂文化人の多くが侵される症状で、血圧降下剤の選擇こそ慎重にせねばならないノルマトンは、1)作用緩和で過度の血圧降下の危険を伴はず、2)凡ゆる種類の高血圧症に奏效し、3)作用が持続的で理想的血圧降下剤と言はれてゐます

（30錠 ¥.50……其他各種）



東京・日本橋・室町

三共株式会社

内閣印刷局印刷發行

（判LA51格規定國はさき大の書本）